

## 「暦年贈与サポートサービス」商品概要説明書

当 J A に提出いただいた「暦年贈与サポートサービス」利用申込書（以下、「利用申込書」）および贈与契約書に基づき、贈与をする方の当 J A 普通貯金口座から、あらかじめご指定いただいた贈与を受ける方の当 J A 普通貯金口座へ贈与契約書の記載金額をご入金する商品です。

（平成 30 年 7 月 1 日現在）

贈与をする方 （贈与者）	当 J A に普通貯金口座（総合口座を含みます）のある日本国内居住の個人のお客さま （当 J A で普通貯金口座をお持ちでない場合は、口座開設していただく必要があります。）
贈与を受ける方 （受贈者）	以下の 2 つの条件を満たす個人のお客さま ・贈与をする方の 3 親等以内のご親族で、かつ、日本国内居住の方 ・当 J A に普通貯金口座を開設しているお客さま （当 J A で普通貯金口座をお持ちでない場合は、口座開設していただく必要があります。）
ご利用期間	5 年間（申込日から申込日の 5 年後の応答日の属する年の 1 2 月 3 1 日まで） ※申込日が 1 2 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までの場合、翌年から 5 年間となります。
サービス内容	（1）利用申込書および贈与契約書に記載された贈与者名義の普通貯金口座から贈与契約書に記載された金額を払戻し、贈与契約書に記載された受贈者名義の普通貯金口座へ入金します。この資金の払い戻し、振込または振替（以下、「振込等」といいます）については、贈与契約書の当 J A への到着後 5 営業日以内を実施します。 ただし、贈与契約書の当 J A への到着日が 1 2 月 1 日以降 1 2 月 3 1 日までの場合は当年の振込等は行わないものとします。 （2）贈与契約書は、毎年 2 月を目途に 12 月末日時点のご利用者に対して、当 J A から送付します。
お取り扱い店舗	贈与者とお取引のある店舗窓口
手数料（振込手数料含む）	無料
受贈候補者のご指定	（1）贈与者は、利用申込書により受贈候補者を指定ください。 （2）受贈候補者の個人情報、贈与者の依頼に基づき贈与資金を受けるための口座開設に必要な書類をお届けするなどの本サービスの提供を目的で利用いたします。
贈与契約書、振込等に関する報告	（1）贈与契約書は、贈与者および受贈者（その親権者等を含みます）が、それぞれ贈与者および受贈者として所定事項を記入、押印して作成するものとします。 （2）贈与契約書は、贈与者が記載された内容に誤りが無いことを確認のうえ、贈与者が当 J A 所定の方法で、当 J A に提出するものとします。 （3）当 J A は、贈与契約書が当 J A へ到着し、当 J A 所定の手続きを完了後、贈与契約書を贈与者の届出住所へ送付いたします。あわせて、受贈者の届出住所へ贈与契約書（贈与者用）の写しを送付いたします。

振込等	<p>(1) 当 J A は、贈与契約書が当 J A に到着後 5 営業日以内に、贈与者の貯金通帳、払戻請求書および振込依頼書の提出を受けることなく、贈与金額を、贈与者指定口座から払戻しのうえ、受贈者指定口座に入金します。</p> <p>(2) 当 J A は、贈与契約書、利用申込書、諸届その他の書類（以下「贈与契約書等」といいます）に使用された贈与者の印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたとうえで贈与者指定口座から払戻しを行った場合、贈与契約書等について偽造、変造その他の事故があったことにより生じた損害については、その責めを負いません。</p> <p>(3) 当 J A は贈与契約書等に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、贈与者指定口座から振込等をしなかったことにより生じた損害については、その責めを負いません。</p> <p>(4) 複数の贈与契約書が当 J A に到着し、かつ当 J A 所定の日時において贈与金額の総額が贈与者指定口座の残高を超える場合の振込等の取扱いは、当 J A が任意に決定します。なお、贈与者指定口座に貸越が発生する場合でも、払戻しを行います。</p> <p>(5) 当 J A 所定の日時において贈与者指定口座の残高が不足する場合、贈与金額等当 J A が贈与資金の振込等を行う際に必要な事項が贈与契約書に記載されていない場合、あるいは記載された内容が不明確な場合、受贈者指定口座が存在しない場合、本サービスで提供している様式以外を利用する場合には、当 J A は振込等を行わないことができますものとします。贈与契約書が当 J A に到着した日から 1 か月以内に上記事象が解消されない場合、当 J A は贈与者に贈与契約書を返却いたします。また、振込等が行われなかったことにより、贈与者または受贈者に損害が生じても、当 J A は責めを負いません。</p>
サービスの終了	<p>本サービスは以下の場合に終了します。</p> <p>(1) 利用期間が満了したとき</p> <p>(2) 贈与者から解約の申し出があったとき</p> <p>(3) 贈与者の死亡の届出等があったとき</p> <p>(4) 成年後見制度の届出が当 J A にあったとき、もしくは、同届出に準ずる状態になり、贈与者において贈与契約ができなくなったと当 J A が認めたとき</p> <p>(5) 贈与者、受贈候補者または受贈者が本商品概要説明書に違反する等、当 J A が解約を必要とする相当の事由が発生したとき</p>
サービス内容の変更・中止	<p>本サービスは、金融・社会情勢の変化、税制の改正等その他事情により、取扱いを変更・中止する場合があります。</p>
税務上の留意事項について	<p>本サービスのご利用にあたり、以下のような税務上の留意事項等があるため、ご不明な点については税理士等にご相談ください。</p> <p>(1) 受贈者が年間で贈与を受けた総額により課税価格の計算を行うため、贈与税を申告・納付いただく必要がある場合があります。</p> <p>(2) 贈与者に相続が発生した場合、贈与した財産が相続税の課税価格に加算され、相続税がかかる場合があります。</p> <p>(3) 一定期間にわたって毎年一定額の贈与を受けることが、贈与者と受贈者の間であらかじめ約束されている贈与の場合には、年ごとに、都度、贈与を受けると考えるのではなく、約束した年に一括して、定期金に関する権利の贈与を受けたものとみなされます。</p>

<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融課（電話：078-934-5800）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</li> <li>また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</li> </ul> <p>紛争解決措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融課または J A バンク相談所にお申し出ください。</li> <li>兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227）</li> <li>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会</li> <li>（以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当 J A 金融課または J A バンク相談所にお問い合わせください。）</li> <li>※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</li> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> <li>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</li> </ul>
<p>規定の適用</p>	<p>本商品概要説明書に定めのない事項については、普通貯金規定その他規定、当 J A の定める手続き、取引慣行等により取扱います。</p> <p>また、本商品概要説明書は予告なく改定する場合があります。その場合は当 J A 所定の方法でお知らせします。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A あかし